

感染症診療協力医療機関の公表に関する調査結果及び都の対応（案）

資料2 - 2

【調査対象】 感染症診療協力医療機関（都内81病院）

1 公表の可否に関する調査結果

（調査結果）

ブロック名		感染症診療協力医療機関数	公表	非公表
1	区東部	7 機関	5 機関	2 機関
2	区中央部 区東北部	14 機関	10 機関	4 機関
3	区西部 区西北部	16 機関	12 機関	4 機関
4	区南部 区西南部	16 機関	13 機関	3 機関
5	西多摩	4 機関	4 機関	0 機関
6	南多摩	9 機関	4 機関	5 機関
7	多摩立川	5 機関	1 機関	4 機関
8	多摩府中	5 機関	5 機関	0 機関
9	多摩小平	4 機関	4 機関	0 機関
10	島しょ	1 機関	1 機関	0 機関
合計		81 機関	59 機関	22 機関

(72.8%) (27.2%)

【公表と回答した主な理由】

- 感染症診療協力医療機関等の指定を受け、新型インフルエンザ発生時に患者対応する役割を担っているため
- 診療協力医療機関を明確に周知することで、市中や他の医療機関を直接受診する患者が減り、感染拡大の予防につながる
- 新型インフルエンザ相談センターでトリアージが行われるなら、感染症診療協力医療機関に患者が殺到する可能性は低く、診療現場での混乱は低いと考える
- 公表することによって、病院内の体制作りや危機意識の向上等が見込まれる

【非公表と回答した主な理由】

- 新型インフルエンザ相談センターを介さず、医療機関を直接受診する事案や問い合わせや電話が集中し、診療に支障をきたす恐れがある
- 病院に新型インフルエンザ疑いの患者が殺到すると、感染症患者の動線確保が困難となり、一般患者と接触して院内感染が発生することが考えられる
- 一度に多くの患者が殺到すると、診療スタッフや誘導等を行うスタッフの確保ができず、体制確保ができない
- 都内発生早期は新型インフルエンザ相談センターを経由して受診する仕組みであり、都民への公表は必要ないとする

（調査結果から見た傾向）

- ブロックごとにばらつきがあるが、都全体では公表が72.8%、非公表が27.2%であった。
- 公表と回答した主な理由として、「新型インフルエンザ発生時に患者対応する役割を担っている」等が挙げられた。
- 非公表と回答した主な理由として、「新型インフルエンザ相談センターを介さずに患者や問い合わせの電話が集中し、診療に支障をきたす」等が挙げられた。

2 都民への周知に関する調査結果

(調査結果) ※主な意見

区分	具体的な内容	広報の手法
(1) 新型インフルエンザ発生時の医療体制について	<ul style="list-style-type: none"> 発生段階に応じた医療体制（受診の流れ） 海外発生期から都内発生早期までは、直接医療機関を受診せず、新型インフルエンザ相談センターに連絡すること 医療体制の整備状況、対応可能な医療機関 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットや動画の作成 都のホームページに掲載 新聞広告、区報・市報への掲載 SNSの活用 <p style="text-align: right;">等</p>
(2) 新型インフルエンザ発生時の行政の対応について	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ相談センターの設置と役割（都内発生早期までは受診先医療機関の案内、保健医療に関する相談受付） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットや動画の作成 都のホームページに掲載 新聞広告、区報・市報への掲載 SNSの活用 <p style="text-align: right;">等</p>
(3) 新型インフルエンザの感染予防策について	<ul style="list-style-type: none"> 手指衛生、マスク着用、咳エチケット 感染しないよう外出を控えること ワクチン接種 同居者が新型インフルエンザを発症した時の対応 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットや動画の作成 都のホームページに掲載 新聞広告、区報・市報への掲載 SNSの活用 保健所と連携した取り組みの実施 <p style="text-align: right;">等</p>
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> 発生時に混乱しないよう、平時から、具体的な行動指針を周知する必要がある。 発生時には、患者発生情報を定期的に情報提供する必要がある。 	

3 都の対応（案）

(1) 公表の可否について

○各感染症診療協力医療機関の意向に基づき、公表可と回答した感染症診療協力医療機関（全59機関）の名称及び非公表と回答した同医療機関（全22機関）の数を厚生労働省に回答する。

参考：厚生労働省は都道府県の回答に基づき、厚生労働省ホームページで感染症診療協力医療機関の名称（公表可の機関のみ）及び機関数を公表予定。

なお、調査は毎年度実施する予定であり、公表可否の回答を変更することは可能である。

(2) 都民への周知について

○非公表の回答理由（患者が新型インフルエンザ相談センターを介さずに医療機関に殺到するリスク）及び都民への周知に対する調査結果を踏まえ、以下の内容を分かりやすく説明したリーフレットを作成し、関係機関への配布や都ホームページ・ツイッター・都民向け広報紙への掲載等による周知を図る。

- ・ 新型インフルエンザ発生時の医療体制（発生段階に応じた受診の流れ）
- ・ 新型インフルエンザ相談センターの設置（発生段階に応じた役割、連絡先の確認方法）
- ・ 新型インフルエンザの感染予防策